

サンマテオ郡検視局を代表し、心よりお悔やみ申し上げます。大変な立場にいらっしゃる中、少しでもサポートできればと思い、よくあるご質問に対する回答をご用意しました。

私の愛する人はどこに連れて行かれるのですか？

あなたの愛する方は、222 W. 39th Avenue, San Mateo にある検視局病理部門に運ばれます。

検視局に問い合わせることはできますか？

もちろんできます。（650）312-5562 までお電話いただき、当直の副検視官に繋ぐよう依頼することができます。電話は毎日午前 6 時から午前 0 時まで対応しております。

私の愛する人が検視局にいる間、対面することはできますか？

検視局病理部門は、愛する人との対面には理想的な場所ではありません。対面をご希望の場合は、葬儀社に依頼し、葬儀社で行ってください。

次にすべきことは何ですか？

可能だと思われる時に、次のことを行ってください。

- 希望する葬儀社に連絡し、起きたことをお伝えください。
- 葬儀の手配をした経験があり、今回の手続きをサポートしてくれる家族や友人に相談してください。

**葬儀社は、電話によるサービスや料金の見積もりが法律で義務付けられています。葬儀社を決める前に、いくつかの葬儀社に問い合わせをし、サービスの内容や費用などを確認することをお勧めします。*

葬儀社を決めたら、次のことを行ってください。

- 葬儀社に、故人の死因の特定に検視局が関与していること、およびご遺体が検視局にあることをお伝えください。
- 葬儀社がご遺体を検視局から葬儀社に搬送することを許可する承諾書がありますので、署名を求められましたらご署名ください。

葬儀はいつできますか？

多くの場合、検視局に死亡が報告されてから 4 日目には、葬儀を行うことができますと考えて差し支えありません。ただし、ご遺体の引き渡しまでの日程については、検視局に直接お問い合わせいただくほうが確実です。殺人事件の被害者などの場合、必要な証拠がすべて揃うまでご遺体が引き渡されないケースもあります。

なぜ検視局が関与しているのですか？

カリフォルニア州政府法典第 27491 条で定義されている通り、検視局は自然死以外のあらゆる死亡を調査しています。これには、犯罪行為、事故または負傷による死亡、手術室での死亡、毒物または過剰摂取の疑い、職業上の危険、および乳幼児突然死の疑いなどが含まれますが、これらに限定されません。また、検視局では、最近医師の診察を受けていなかったり病歴が不明であったりする場合は、自然死の調査も行います。さらに、法執行機関に保護されている間に死亡した方や、公衆衛生上の脅威となる既知の感染症に感染している方も調査対象となります。また、最初に身元不明とされたご遺体は、身元を確認する必要があるため、検視局の管轄下に置かれます。

これらのサービスにはお金がかかりますか？

州政府法典第 27472 条では、検視局がご遺体の搬出と保管にかかる費用を請求することを認めています。検視に関連する料金については、検視局の担当者が身元引受人の方にご説明します。**料金は、検視局に直接お支払いいただくのではなく、葬儀社を通じてお支払いいただきます。*

検視局に回収された遺品は、どのように引き取ることができますか？

故人のご遺品は、当検視局（50 Tower Road, San Mateo）で引き取ることができます。連邦政府が定める祝日を除き、月曜日から金曜日の午前 8 時～午後 5 時の受付時間内にお越しください。

- 近親者の方は、検視局の立会いのもとで署名していただくか、または別の方にご遺品の受け取りを認める委任状をご用意いただく必要があります。ご遺品の受け渡しの際には、政府発行の写真付き身分証明書の提示が必要です。

1. 財産および最終処分に関する委任状

これらの書類は、法的近親者の方が、別の方をご自身の代理として認めることを目的に、作成することができます。どちらの書類にも、法的近親者の政府発行の身分証明書（運転免許証やパスポートなど）のコピーを添付する必要があります。

2. 銃器の引き渡し

2014 年 1 月より、長銃を含むすべての銃器は登録が義務付けられています。検視局は、司法省から適切な許可を得た合法的な近親者の方に、登録済みの銃器を引き渡します。

なぜ解剖が行われるのですか？

解剖が行われる理由はいくつかありますが、最も基本的な理由は、医学的な死因を特定するためです。また、裁判に必要な証拠収集のために行われることもあります。

解剖は必ず行われるのですか？

必ずではありません。医学的な死因を把握している医師がいる場合、検視官は通常、解剖を行いません。

解剖または法医学的検査が必要であると判断した場合、検視官は、事件の調査または調査結果の検証に必要なまたは望ましい組織、臓器、血液および/または体液を保持することができます。（参照：カリフォルニア州政府法典 第 27491.4 条）

私の愛する人の死因を知るにはどうすればいいですか？

検視局（電話：（650）312-5562）まであお問い合わせください。通常、亡くなられた日の翌営業日の午後遅くには検査が終了しています。その時点で死因が判明する場合がありますが、*血液検査や顕微鏡検査を伴う場合は、死因の確定までに 10～12 週間ほどかかる場合もあります。***これらの検査は通常、検視局でご遺体を保管しておく必要がないため、ご遺族の方は葬儀の手配を進めることができます。*

検視官は防腐剤を使用しますか？

いいえ、使用しません。しかし、ご遺体の状態によっては防腐剤を施さなければならない場合もあります。

死亡診断書はどうすればもらえますか？

死亡診断書の医療情報欄は検視局が記入します。また、人口統計情報欄は葬儀社が記入します。

死亡診断書は、葬儀社が郡衛生局の人口動態統計課に提出します。正式な写しは、葬儀社を通じて入手するか、または（650）573-2371 にお電話の上、直接保健局から入手することができます（手数料がかかります）。

検視報告書の写しを入手するにはどうすればいいですか？

検視報告書の写しを入手するには、書面で要請いただく必要があります。

検視局公式サイト (coroner.smcgov.org) にアクセスし、ページ上部の「General Information (一般情報)」タブにある「Request a Report (検視報告書を要請)」から要請してください。

どうすれば私的解剖を依頼できますか？

検視局の管轄外の死亡に該当する場合は、私的解剖を依頼することができます。私的解剖は、法的近親者が書面で同意し、私的解剖にかかる料金を事前にお支払い頂いた後、検視局が実施します。(カリフォルニア州政府法典 第 27520 条)

このパンフレットが少しでも皆様のお役に立つことを願っております。改めて、この度は心からお悔やみ申し上げます。あなたの愛する人は、検視局にいる間、最大限の尊敬と尊厳をもって扱われることを保証します。検視局の調査の目的は、真実を探求することです。公平な医学的死因調査により、市民の皆さんを守り、支援します。

当検視局がサポートしますので、どうかご安心ください。他にご質問等ございましたら、(650) 312-5562 までご連絡ください。

敬具
ロバート・J・フーコー
サンマテオ郡検視官
50 Tower Road, San Mateo, CA 94402
事務所：(650) 312-5562
FAX：(650) 571-6258
URL：coroner.smcgov.org

サンマテオ郡は、質の高い、丁寧な公共サービスの提供を心がけています。私たちは、適切な公共サービスを提供できているか、どうすればより良くできるかを知りたいと思っております。サンマテオ郡検視局公式サイトのページ上部にある「General Information (一般情報)」タブで、「San Mateo County Cares: Coroner Survey (サンマテオ郡：検視局アンケート)」を選択し、オンラインアンケートにご協力ください。

インターネットへのアクセスが難しい場合は、ご要望に応じてアンケート用紙を郵送いたします。

サンマテオ郡関係の問い合わせ先
サンマテオ郡公的管理者事務所 (650) 573-3475
225 37th Avenue, San Mateo 94403

行政官 (Public Administrator) は、遺言の有無にかかわらず、故人、または管理者として活動する意思や能力のある適切な方の財産を調査し、管理することができます。行政官は、私的行政官 (Private Administrator) と同じ義務および同じ役割を担います。

行政官にご相談いただければ、行政官事務所が故人の財産の保護、適切な処分の手配、全財産を探し出すための徹底した調査、個人信託の設定などを行います。また、所得税の徴収、不動産や動産の管理、故人の意向に沿った遺産の管理、遺産を相続する権利のある人の所在確認なども行います。

サンマテオ郡保健局 (650) 573-2582
地域保健フィールドサービス (650) 573-2501

その他の問い合わせ先
HIV/AIDS ホットライン (800) 367-2437
Center for Living with Dying (ビル・ウィルソンセンター) (408) 553-6950
KARA (グリーフサポート) (650) 321-5272
SIDS 財団 (800) 232-7437
HAND (Helping After Neonatal Death、新生児死亡後支援) (888) 908-4263
CORA (Community Overcoming Relationship Abuse、パートナーによる虐待を克服するコミュニティ) (800) 300-1080
社会保障局 (800) 772-1213
死別・精神的ケアサービス (650) 991-6439
退役軍人恩給 (800) 827-1000
自殺防止 StarVista クライシスホットライン (650) 579-0350
法律支援協会 (650) 558-0915
クライシステキストライン - 741741 に「BAY」と送信するとクライシスカウンセラーに繋がります

次にすべきことは何ですか？



お役立ち

情報パンフレットサンマテオ郡検視局

ロバート・J・フーコー

Japanese